

業務委託契約書(案)

宮崎県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、教職員課データエントリー業務の委託について、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、教職員課データエントリー業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

（委託期間）

第2条 委託業務の委託期間（以下「委託期間」という。）は、契約締結日から令和5年3月31日までとする。

（委託料）

第3条 委託業務の委託料（以下「委託料」という。）は、次に定めるデータ1件当たりの金額（消費税及び地方消費税額を含まない。）にデータの処理件数を乗じて得た額の合計額（消費税及び地方消費税額を含む。）とし、当該合計金額に円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。この場合において、1件とは1レコードにつき80バイトを単位として計算する。

2バイト文字を含まないデータ1件当たり金 円 銭（ ）

2バイト文字を含むデータ1件当たり金 円 銭（ ）

2 委託料は、毎月ごとの精算払とし、その額は前項の規定により算出した額とする。

（契約保証金）

第4条 乙は、この契約の締結と同時に、契約保証金として金 円を甲に納付しなければならない。（契約保証金は、免除する。）

2 甲は、乙がこの契約により生ずる義務を履行しないときは、前項の契約保証金を甲に帰属させることができる。

（委託業務の処理方法）

第5条 乙は、委託業務を甲が別に定めるデータエントリー業務委託仕様書及び甲の指示に従って処理しなければならない。

（目的外使用の禁止等）

第6条 乙は、委託業務の処理のために甲が提供するすべての資料（以下「関係資料」という。）について、甲の指示する目的以外に使用し、又は第三者に貸し出し、若しくは提供してはならない。

2 乙は、関係資料を複写し、又は複製してはならない。

3 乙は、関係資料及び成果品の搬送において、その紛失を防止するために必要な措置を講じなければならない。

4 乙は、委託期間が満了し、又は第13条第1項の規定によりこの契約が解除されたときは、関係資料を甲に返還しなければならない。

（事故発生時の報告義務）

第7条 乙は、委託業務の処理に当たり事故が発生した時は、直ちに文書によりこれを甲に報告しなければならない。

（再委託の禁止）

第8条 乙は、委託業務を第三者に再委託してはならない。

（権利の譲渡等の禁止）

第9条 乙は、この契約から生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせて

はならない。

(実地調査等)

第10条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の実施状況、委託料の用途その他必要な事項について報告を求め、又は実地に調査することができる。

(納入及び検査)

第11条 乙は、成果品を甲の指定する期日までに、甲の指定する場所に納入しなければならない。

2 甲は、成果品を受領したときは、その内容を検査し、合格又は不合格の旨を乙に口頭にて通知するものとする。

3 乙は、前項の規定による不合格の旨の通知があったときは、甲の指定する期限内にその指示に従いこれを補正しなければならない。前2項の規定は、この項の規定による補正について準用する。

4 第2項(前項後段において準用する場合を含む。)の検査及び前項前段の補正に要する費用は、乙の負担とする。

(委託料の請求及び支払)

第12条 乙は、甲から前条第2項(同条第3項において準用する場合を含む。)の規定による合格の旨の通知があったときは、甲に委託料の支払請求書を提出するものとする。

2 甲は、前項の規定による支払請求書の提出があったときは、その日から起算して30日以内に乙に委託料を支払うものとする。

3 甲がその責めに帰すべき理由により前項に規定する期間内に委託料の全部又は一部を支払わない場合には、乙は、甲に対して、遅延日数に応じ、未受領金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項本文に規定する財務大臣が決定する率の割合で計算した額に相当する金額を請求することができる。

(契約の解除)

第13条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙がこの契約に違反したとき。

(2) 乙が委託期間内に委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。

(3) 乙が第11条第1項の規定に違反し、これが原因で甲の業務処理に重大な支障を及ぼしたとき。

(4) 乙が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であると認められるとき。

(5) 乙の役員等(乙の役員又は支社、支店若しくは営業所の代表者をいう。)が、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であると認められるとき。

2 甲は、前項の規定による契約の解除によって生じた乙の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

(損害賠償)

第14条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は、委託業務の実施について第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(秘密の保持)

第15条 乙は、委託業務の処理に当たり適正な情報管理を行うとともに、直接又は間接に知り得た甲の業務上の個人情報に係る秘密その他の秘密を他に漏らしてはならない。

2 乙は、委託業務を行うに当たり直接又は間接に知り得た甲の業務に係る秘密を他に漏らさないよう措置しなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においてもまた同様とする。

(個人情報の保護)

第16条 乙は、委託業務を処理するため個人情報を取り扱うにあたって、別記1個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

(情報セキュリティ対策)

第17条 乙は委託業務を処理するためネットワーク、情報システム及び情報資産を取り扱うにあたって、別記2情報セキュリティ関連業務特記事項を遵守しなければならない。

(成果品の修正)

第18条 乙は、成果品について甲から第11条第2項(同条第3項後段において準用する場合を含む。)の規定による合格の旨の通知を受けた日から2年以内に、乙の責めに帰する誤りが発見されたときは、自己の負担において、甲の請求後遅滞なく修正しなければならない。

(協力義務)

第19条 甲及び乙は、委託業務の処理に当たっては、相手方の業務に支障を来さないように協力するものとする。

(費用の負担)

第20条 この契約の締結及び履行に関し必要な費用は、乙の負担とする。

(協議等)

第21条 前各条に定めるもののほか、この契約の履行に関し必要な事項は、宮崎県財務規則(昭和39年宮崎県規則第2号)第6章の定めるところによるものとし、この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約若しくは同章に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和4年4月 日

甲 宮 崎 県
宮崎県知事 河 野 俊 嗣

乙

別記 1

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第 1 乙は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、委託業務の処理に当たっては、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密等の保持)

第 2 乙は、委託業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

(目的外利用及び提供の禁止)

第 3 乙は、委託業務の処理に関して知り得た個人情報を当該事務の利用目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の指示があるとき、又はあらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

(適正管理)

第 4 乙は、委託業務の処理に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第 5 乙は、委託業務を処理するために甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

(資料の返還等)

第 6 乙は、委託業務を処理するために甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。また、当該個人情報を電磁的に記録した機器等は、確実に当該個人情報を消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第 7 乙は、委託業者に従事する者及び従事した者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(事故報告)

第 8 乙は、この特記事項に違反する事態が発生し、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

別記 2

情報セキュリティ関連業務特記事項

(基本的事項)

第 1 乙は、情報セキュリティ対策の重要性を認識し、この契約による業務の処理に当たっては、乙が受託者として守るべき内容を十分理解するとともにこれらを遵守しなければならない。

(情報資産の取扱い)

第 2 乙は、情報資産（複製されたものを含む。以下同じ。）を外部へ持ち出す場合には、甲の許可を受けなければならない。

第 3 乙は、情報資産が記録された記録媒体を外部へ持ち出す場合には、盗難、紛失、不正コピー等の防止対策を厳重に行わなければならない。

第 4 乙は、情報資産が記録された記録媒体を廃棄する場合には、情報を復元できないよう物理的破壊を行った上、甲の承認を受けなければならない。

(機器等の取扱い)

第 5 乙は、使用する機器、記録媒体等を第三者に使用され、又は情報を閲覧されることのないよう厳重に管理しなければならない。

(ID及びパスワードの取扱い)

第 6 乙は、甲から使用する機器の ID 及びパスワードを与えられた場合は、当該情報の漏えい等が発生しないよう厳重に管理するとともに、当該業務の利用目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(機器構成の無許可変更の禁止)

第 7 乙は、業務の遂行に当たりネットワーク又は情報システムを構成する機器の増設又は交換が必要な場合には、甲の許可を受けなければならない。

(ネットワークへの無許可接続の禁止)

第 8 乙は、機器端末等をネットワークへ新規接続する場合又はネットワークに接続している機器端末等を他ネットワークへ変更接続する場合は、甲の許可を受けなければならない。

第 9 乙は、業務の遂行に当たり乙が所有する機器端末等をネットワークへ接続する必要がある場合は、甲の許可を受けなければならない。

(ソフトウェアの無許可導入、更新又は削除の禁止)

第 10 乙は、情報システムで使用する端末等においてソフトウェアの導入、更新又は削除を行う場合には、甲の許可を受けなければならない。

(コンピュータウイルス対策)

第 11 乙は、外部から記録媒体によりファイルを取り入れる場合は、必ずウイルスチェックを行わなければならない。

(従事者への周知)

第 12 乙は、この契約による業務に従事する者及び従事した者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た情報をみだりに他人に知らせ、

又は不当な目的に使用してはならないこと等、情報セキュリティ対策に関し、必要な事項を周知させなければならない。

(事故報告)

第13 乙は、情報資産が侵害され、又は侵害されるおそれがある場合には、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

第14 乙は、ネットワーク又は情報システムの異常や障害を発見した場合には、速やかに甲に報告しなければならない。

(法令遵守)

第15 乙は、業務の遂行において使用する情報資産について、次に掲げる法律及び条例を遵守し、これに従わなければならない。

- (1) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）
- (2) 著作権法（昭和45年法律第48号）
- (3) 宮崎県個人情報保護条例（平成14年宮崎県条例第41号）